

閉校となった学校施設等の利活用に係る事業提案の募集について

1 募集の目的

安芸高田市では、市有財産の有効活用を図る目的で、民間からの事業提案を募集します。

2 対象物件

対象物件は別紙「活用用途募集施設」のとおりです。

3 募集の内容

(1) 対象物件の土地・建物等を活用し、事業者自らが展開できる実現及び持続可能な事業のアイデア（事業計画及び資金計画等実現の可能性が乏しいもの、事業に係る安芸高田市の経費的支援を前提としたものは不可とします。）をお聞かせください。

なお事業アイデアには、次の可能性も含めて提案をお願いします。

- ア 地域の活性化と様々な世代が暮らす賑わいのある地域への貢献
- イ 子育て・教育・文化を具現化できる地域への貢献
- ウ 人々が集い交流できる地域への貢献
- エ 地域住民ニーズや地域課題への対応
- オ その他（商業振興、工業振興、農林水産業振興等への貢献）

なお、事業方式（所有形態、管理・運営方法等）は予め定めていませんので、自由に提案してください。

(2) (1)の条件による活用が困難な場合は、土地・建物等に関してどのような活用が検討できるかご意見をお聞かせください。

(3) 各物件の周辺環境にふさわしいと考える、地域貢献の取組み等のアイデアがあればお聞かせください。

(4) 活用策の提案に当たっては、土地・建物等について一体での活用や、一部（分割）の活用でも構いませんので、ご意見をお聞かせください。

4 参加資格

参加することができる対象者は、個人事業者（個人事業主、事業を行う個人）法人又はグループとします。

なお、安芸高田市暴力団排除条例（平成 23 年安芸高田市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等である者又はその統制の下にある者は参加できません。

5 事業提案の進め方

(1) 事前協議

- ・まず事前協議を行っていただきます。(まずは、メール等にてご連絡ください。)
- ・事前協議の段階で実現不可能と判断した事業については、その後の対話は実施しません。
(事業が実現に至らなかった場合の事業者及び安芸高田市、双方の対話にかかる負担を軽減するためです。)

※事前協議に必要な資料は任意様式ですが、代表者の連絡先、事業概要、対象物件等を記載してください。

(2) 対話参加申込み

「(1) 事前協議」の結果、事業者及び安芸高田市、双方ともが実現の可能性があると思われる事業については、対話参加申込みを行っていただきます。

※対話参加申込みの要領は、後日お伝えします。

6 費用負担について

事業提案に要する全ての費用(資料作成費、交通費等)は参加事業者の負担とさせていただきます。

7 事前協議の応募締め切り

~~第1回締め切り 令和3年3月31日(水)~~

~~※応募の状況により、第2回以降の締め切りを設定します。~~

※令和3年6月30日(水)まで延長しました。

8 連絡先

安芸高田市教育委員会 教育総務課 電話 0826-42-0049 fax0826-42-4396

メールアドレス: kyohikusohmu@city.akitakata.jp